五　役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）の氏名及び住所
六　登録申請に係る担当者の氏名及び連絡先
七　住宅リフォーム事業者である社員等（以下「構成員」という。）に関する次に掲げる事項
イ　氏名又は名称
ロ　主たる事務所又は事業所の所在地
ハ　その請け負う住宅リフォーム工事の種類
ニ　現に受けている建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可（以下「許可」という。）の種類又は住宅リフォーム工事の種類に応じて有する資格
八　構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成のための計画
九　住宅リフォーム事業に係る住宅居住者等からの相談、助言及び苦情への対応（以下「相談等への対応」という。）の窓口の体制及び連絡先
十　ホームページアドレス
十一　その他国土交通大臣が必要と認める事項

2　前条第二項の規定により登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に登録申請書を提出するものとする。

3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　役員等に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し
三　役員等（営業に関し成年者と同一の行為能力を有さない未成年者である場合にはその法定代理人を含む。次号において同じ。）が第七条第一項第一号イに規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
四　役員等が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により第七条第一項第一号イに規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同号イに規定する破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
五　法人である場合には、登記事項証明書
六　直前二年の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面
七　定款又は規約

4　国土交通大臣は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（登録の要件）

第五条　第三条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
一　構成員の主たる事務所又は事業所が二以上の都道府県の区域に所在する住宅リフォーム事業に関する活動を行う大規模な団体であって、かつ、十分な活動実績を有すること。
二　住宅リフォーム事業に関する活動を適確かつ円滑に実施するのに必要な資力を有していること。
三　定款又は規約において第十二条各号に掲げる業務を行う旨を定めていること。
四　構成員に対する研修その他の住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成のための体制及び計画を有すること。
五　構成員が行う住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等の窓口を設置していること。
六　次に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、定期的に更新していること。
イ　名称
ロ　事務所の所在地
ハ　連絡先
ニ　前条第一項第七号イからニまでに掲げる事項
ホ　相談等への対応の窓口の連絡先及び利用方法
七　構成員が、次に掲げる者のいずれかに該当すること。
イ　現に許可を受けている者
ロ　住宅リフォーム工事の種類に応じた資格を有する者その他の住宅リフォーム事業を適正に行うと認められる者
八　構成員が任意に脱退することができること。

（登録の実施）

第六条　国土交通大臣は、第四条第一項の登録の申請が前条各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録をしない場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を登録簿に記載して、その登録をするものとする。この場合において、国土交通大臣は、前条第七号ロに掲げる要件に適合するかどうかを判断するために必要な場合には、住宅リフォーム事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
一　第四条第一項各号に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号

2　国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

（登録をしない場合）

第七条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の申請があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。
一　役員等のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ハ　建設業法第二十九条第一項第五号若しくは第六号に該当することにより許可が取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第一項若しくは第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はその役員、支配人若しくは支店若しくは営業所の代表者であるもの
ニ　建設業法、建築士法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ヘ　第十六条第三号から第九号までの規定に該当するとして登録の抹消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第十一条の規定による届出をした者（解散について相当の理由があるものを除く。）の役員等であった者であって、当該通知があった日前三十日に当たる日から当該解散の日までにその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの